

2005 年 11 月 18 日報告資料

## 「米国における違反抑止制度」

東京大学大学院新領域創成科学研究科

岩橋健定

### 1. 概要

- (1) 米国における義務履行確保・違反抑止においては、行政機関が裁判所に出訴してこれを行うことが大変広く行われている。行政機関が行政手続を通じて義務履行確保を図る場合には、司法権が一部行政機関に移譲されたものと観念されることが多い。
- (2) また、私人間における訴訟も含めて、民事と観念される手段にも処罰や法違反の抑止という機能を積極的に期待していること、これらの義務履行確保手段の発動が、行政機関のみならず、私人によってもしばしば行われることも特色といえる。

### 2. 基本概念

- (1) Sanction : 違反の結果として与えられる「もの」を指す概念。
- (2) Punishment : 「処罰」
  - 刑事のみならず、民事にも用いられる。
  - その二つの目的として、Retribution( 応報 )と Deterrence( 抑止 )が挙げられる。
  - Penalty という言葉は、Punishment として課される Sanction を指すが、特に金銭の場合を指すことが多い。
- (3) Remedy : 是正措置・回復措置・修復・救済
  - 誤った状態を正し、あるべき状態を実現する措置。
  - 一般に「救済」と訳されるが、是正・回復・矯正・修復といった語感となる。

### 3. 違反抑止手法の種類

#### ( A ) CRIMINAL

##### (1) 総説

- 刑事手続を通じて与えられる典型的な Punishment ( 処罰 ) である。
- 刑罰の目的には多様なものが挙げられる。現在では、これらは相互に排他的なものではないとの理解が広まっている。
  - ◇ Retribution ( 応報 )

- ◇ Deterrence (抑止)・Prevention (予防)
- ◇ Rehabilitation (更生)
- ◇ Education (教育・広報)
- ◇ さらに、禁固(Imprisonment)には Restraint (拘束)・Isolation (隔離)、罰金 (Fine)には Disgorgement (不法な利益の剥奪)、刑罰としての損害填補命令 (Restitution order)には Compensation (補償) も目的とされる。
- 犯罪を構成する事実について、「合理的な疑いのない」(Beyond reasonable doubt) 程度の証明度が求められる。
- 起訴するのは Department of Justice (司法省: DOJ) の権限であり、他の規制官庁は DOJ に事案を送付する(refer)ことによって起訴を求める。
- 有罪と認定された自然人に対しては、Probation(保護観察)・Fine(罰金: Probation, Imprisonment と併科されうる。)・Imprisonment (禁固)・Death penalty (死刑) が科される。有罪と認定された組織体に対しては、Probation・Fine が科される。さらに、Criminal forfeiture (刑事没収)・Notice to victims (被害者への告知)・Restitution order (刑罰としての損害填補命令) が上記の刑罰に付加されうる。
- 量刑について、一般的な考え方・考慮要素についての条文があるほか、Federal Sentencing Guidelines による補完が大きな機能を有している。
  - ◇ 各犯罪類型についての基本ポイントと加減算要因、一般的な加減算要因を定めるとともに、そこで算定されたポイントを最終的な量刑に置き換えるための表を定めている。
  - ◇ Civil penalty, Damages, Forfeitureなどは加減算要因に含まれていない。
  - ◇ U.S. v. Booker, 125 S.Ct 738(2005)によって、あくまでも参考資料に過ぎないものと判断された。
- 犯罪の主体たる人(person)には当然に組織体(organization)を含む。むしろ、「人」が組織体の活動を直接的に行った自然人としての役員等を含む場合には、その旨の規定がおかれることがある。法定刑について組織体と自然人で区別されていることがある。Federal Sentencing Guidelines も自然人と組織体について別個の定めをおいている。
- 司法取引やリーニエンシー制度など、事案解明の重要性、捜査への協力の評価などに柔軟に対応する制度が見られる。

## (2) Imprisonment (禁固刑)

- 目的として、Retribution (応報)・Deterrence (抑止)・Rehabilitation(更生)・Isolation (隔離)などが挙げられる。

## (3) Criminal Pecuniary Penalty (Criminal Penalty・刑事罰金)

- 罰金の法定刑は罰金の上限を画する一要素に過ぎない。法定刑・犯罪によって生じた利益が損失の二倍・法律の定める一定額などのうち最大のものが罰金の上限

を画する。法定刑の定めも、金額を示すのではなく、被害等の金額に連動するものが少なからず見られる。

- 罰金額算定の際の考慮要素として、被告人の資力、違反行為の結果として他のものが被った金銭上の損失、賠償命令がなされたか否か、及びその額、被告人から違反行為によって得た利益を剥奪する必要性、被告人が罰金を他者に転嫁できるか否か、組織体被告人の規模、再発防止措置、などが挙げられる。

#### (4) Probation (保護観察)

- 組織体にも適用されうる。
- 中身として、Compliance, 特定職業への就任禁止、特定地域への居住もしくは居住禁止、Fine の計画的支払い、Restitution order、社会奉仕活動などがある。

#### (5) Criminal Forfeiture (刑事没収)

- 刑事手続を通じて行われる没収。薬物犯罪・組織犯罪などの分野で大きな機能を果たしている。
- 没収に服する財産は個別法ごとに異なるが、一般的には4種類に分類される。
  - ◇ 禁制品(Contraband)：所持していること自体が犯罪となる
  - ◇ 派生的禁制品(Derivative contraband)：違法行為を促進させたあらゆるもの
  - ◇ 直接的収益(Direct proceeds)：違法行為の結果、直接的に得た現金又は財産
  - ◇ 派生的収益(Derivative proceeds)：直接的収益で購入したもの
- 処罰であると捉えられており、Retribution, Deterrence, Disgorgementなどを目的とする。
- 対人没収(In personem forfeiture)として構成されており、起訴状に没収の対象となる財産を記載した上で、刑事上の有罪判決を得なくてはならない。

## ( B ) CIVIL

### (1) 総説

- 民事訴訟手続もしくは行政手続で行われる。「証拠の優越」(preponderance of evidence)で足るのが通常であるが、修正されていることもある。

### (2) Injunction (命令判決)

- 裁判所が何らかの作為・不作為を命じる判決。行政機関が原告となって訴訟を提起するほか、原告適格を有すれば私人の訴訟提起が認められていることもある。
- 私人間の紛争を含めた Injunction の一般論としては、「他の救済手段によっては十分権利が保護されない場合にのみ発給される」といわれる。しかし、環境・経済規制の場面では、この要件は満たされると考えられることが普通であり、最も原則的な法実現手法の一つである。
- Injunction を認めるか否か、認めるとしてどのような内容のものとするかについては、裁判所の利益考量(balancing of equities)に基づく広範な裁量が認められる。

また、その監視下で当事者に具体的措置内容を決定させたり、事後的に内容を修正したりするための権限を留保して継続的に関与することができる。

- Injunction に対する違反には、Contempt of Court( 裁判所侮辱 )が発動されうる。

(3) Cease-and-desist order, compliance order ( 是正措置命令・遵守命令 )

- 行政機関が違反行為の停止・是正等の措置を命ずるもの
- 事前の Notice and hearing before ALJ ( 告知及び行政審判 ) を求めるものが多いが、より簡易な手続によるものもある。
- 単なる違反行為の停止に止まらず、各法分野・違反行為の特質に応じたより積極的な措置を命ずることが授権される例が増加している。原状回復(restitution)・損失補填(indemnification)・保証(guarantee)、是正計画の策定と遵守(submitting and adhering to acceptable plan)・就任禁止・分割命令などがある。
- 法律の規定若しくは解釈として、命令自体は司法審査に服しないとされているものがある。命令自体を訴訟で争うことができる場合には、Penalty の場面では命令の適法性を争えないとされる。
- 命令違反は、通常、それ自体が独立した違反として Penalty の対象となる。
- 直接裁判所に Injunction を求めるか、みずから命令を発するかは行政機関の判断である。何らかの理由で判決を早く取りたい事情がある場合には命令をする権限があっても直接裁判所に行く場合がある( 即時の遵守が必要であるが違反者が行政的命令を深刻に捉えない場合、ある法律問題について司法判断を得るのによい事案("good case")である場合など )。

(4) Civil monetary penalty (Civil penalty)

- 法律・規則違反に対して課される罰金(Fine)であり、広義では、民事訴訟手続を通じて裁判所によって算定・賦課される Civil penalty (Civil judicial penalty)と、行政手続を通じて行政機関によって算定・賦課される Administrative penalty (Administrative civil penalty)との両方を含む概念である。
- 経済規制・環境規制などの分野で広く用いられている。
- Civil penalty も Penalty であり、Retribution と Deterrence に資するものと考えられている。さらに、Disgorgement ( 違反から生じる経済的利益の剥奪 ) も目的とされている。
- 行政機関が原告となって訴訟を提起するほか、私人の訴訟提起が認められていることもある。Civil Penalty は、法律の定める額( 通常は上限 )の範囲内において、裁判所が額の算定・賦課を行う。額については事実審裁判所に広範な裁量が認められる。原告は、額を提案することはできる。
- 賦課要件( 違反類型 )によって上限金額のことなるいくつかのレベル(Tier)に法律上分けられている場合が見られる。
- 額を定める上での考慮要素が法律上定められていることが多い。違反による経済

的利益(Economic benefit resulting from the violation)と、違反の悪質性及びその結果の重大性(gravity-based component)の両面が考慮要素となっているのが通常である。

- 賦課を申し立てる行政機関は、その提案する額を決定するための Penalty Policy を定めている場合がある。行政機関の Penalty Policy は、裁判所における算定においても有用だが、裁判所は第一義的には法律の文言に従うべきであるとされる。
- 行政機関は和解によって事件を終わらせることもできるが、その時にはガイドラインに従い、裁判所にその和解金額の説明を行う（裁判上の和解がなされるのが普通であり、裁判所の同意が必要）。

#### (5) Administrative civil penalty (administrative penalty)

- Civil Penalty のうち、行政手続を通じて行政機関によって算定・賦課されるもの。行政機関は、法律の定める額（通常は上限）の範囲内において算定する。
- 賦課要件（違反類型）・賦課手続（Adjudicatory hearing：行政審判：を必要とするか）・上限金額などによって、いくつかのレベル(Class, Tier)に法律上分けられている場合が見られる。
- 実際に賦課する額の決定に当たっての考慮要素が法律上定められている場合が多い。違反による経済的利益(Economic benefit resulting from the violation)と、違反の悪質性及びその結果の重大性(Gravity-based component)の両面が考慮要素となっているのが通常である。
- 行政機関は、賦課金額の決定・和解金額の決定などに当たっての Penalty policy を定めていることが多い。そこでは、法律上定められている考慮要素をより具体化して具体的な金額を導き出す方法が定められている。違反による経済的利益以下には原則として減額できないとするものが多い。

#### (6) Civil forfeitures

- 民事訴訟手続もしくは行政手続によって行われる没収であり、対物手続によって行われる対物没収(In rem forfeiture)として構成されている。「犯罪を犯した財産」(Guilty property)というフィクションに基づくものとされている。
- 薬物犯罪・輸出入規制などの分野で大きな機能を果たしている。
- 対象物は法禁物と犯罪の道具として用いられた財産が中心とされてきたが、犯罪から得られた財産の没収の定めをおくものもある。
- 法違反に用いられた財産を取り上げること(Confiscate)と、違法行為から生じた利益の吐き出し(Disgorgement)を求めることが目的とされる。そして、違反者に対する Punishment ではないと述べられることがあるが、そのようなとらえ方を疑問視するものもある。
- 財産の押収の後、行政手続もしくは裁判手続によって没収が確定される。
  - ◇ 当該財産が犯罪活動に使われたこと、犯罪活動の「収益」であることなどを

政府が証明すれば足りる。証明度は「証拠の優越」で足りること、より広いディスカバリーが可能なこと、刑事手続に適用される憲法上の保護のうち適用がないものがあるとされることなどの点で刑事手続より有利である。

(7) Damages (損害賠償)

- 被害者に生じた損害の補填(Compensation)を中心的目的とするものであるが、加害者に対する懲罰的な意味や違反行為の抑止などの機能を果たさせるために実損害とは異なった額の損害賠償を認める制度が見られる。通常の損害賠償にも懲罰的な意味・違反行為の抑止機能などが認められていると指摘されることもある。
- 懲罰的賠償(Punitive damages, Exemplary damages, Vindictive damages)
  - ◇ 加害者の道徳的悪性に対する Punishment (処罰)ということ正面に押し出した損害賠償
  - ◇ 証明度として、刑事と通常の民事の中間的な「明白で説得力ある証拠」(Clear and convincing evidences)を求めた最高裁判決が見られる。
- 二倍賠償・三倍賠償・最低賠償額の法定(Multiple damages; Double damages, Treble damages; Minimum damages)
  - ◇ 法違反に対する抑止的效果・損害賠償請求することへの被害者のインセンティブを高める。加害者の道徳的悪性に対する制裁ということとは関係がないと言われることもあるが、Punishment としての機能が強調されることもある。
- 損害賠償額の予定・定額損害賠償(Liquidated Damages)
  - ◇ 契約当事者があらかじめ契約違反の場合の損害賠償額を約定すること、及び制定法が違反者に対して実損害を超える賠償を請求することを認めること。

(8) Loss of government benefits and privileges

- ◇ 他の手続と直接関連して行われる場合と、並行する場合とがある。
- 政府との契約関係からの排除
  - ◇ 連邦については、連邦調達規則(Federal Acquisition Regulations: FAR)に一般的規定がある。
  - ◇ 環境規制違反など、連邦政府との契約とは直接関係しない違反について有罪判決を受けた場合についても定められている。
- この他、法分野ごとに、行政サービス等の拒否、連邦準備制度からの排除(対銀行) 州際高速道路建設資金の凍結(対州)などが見られる。

(9) License Revocation, Revoke of permit (免許の廃止・許可の廃止)

- 免許事業においては、警告や他の措置によっても違反が継続されるような重大な事案について用いられる。
- 事前に弁明の要求(Order to Show Cause)がなされ、聴聞の機会(Opportunity for hearing)が与えられるのが通常である。

(10) その他

- 公表
  - ◇ 違反事実の公表が普通だが、捜査の公表を定めるものもある。
- Letter of Admonishment/Warning, Notice of Violation, Citation ( 勧告・違反通知・出頭要請 )
  - ◇ 規制当局が違反について通知し、改善の勧告をするもの。違反行為についての説明を要求するものもある。
  - ◇ その違反自体について独立した法的不利益はないが、さらなる調査や法的制度の発動につながる。
- Seizure of Equipment ( 機器押収 )
  - ◇ FCC は Communication Act の違反行為のために製造・販売・貸与・使用される機器を押収することができる。
- Bounty to informants ( 情報提供者への報奨金 )

#### (11) 私人による法の実現

- Class Actions
  - ◇ 個別の訴訟には違反抑止効果に限度がある場合でも、Class Action によって強い抑止効果となることがある。三倍額賠償などと結びついた場合には、特に強烈的な抑止効果となる。
- Citizen's suits
  - ◇ 私人にも Injunction や Civil penalty などを求める公益的な訴訟を認める法律が、特に環境の分野において多く見られる。但し、政府と異なり、憲法上の原告適格を有すること、政府が真摯に法執行を行っていないこと、政府へ事前に通知すること、などが要件とされるのが普通である。
  - ◇ 完全に過去となった違反(Wholly past violation)については、私人には Civil Penalty の支払いを求める原告適格がない。
- Qui tam actions
  - ◇ 私人による Penalty の取立訴訟のうち、取り立てた額の一定額をその私人等が得られるとされている制度。Federal False Claims Act ( 連邦不正請求法 ) にその例が見られる。
- その他
  - ◇ 行政庁の提起した訴訟で提出された証拠・行政庁が収集した証拠の利用、行政庁が amicus curiae として活動すること、政府の提起した民事・刑事の訴訟で違反したという判断に立つ判決が確定すると、被告が法違反をしたということが推定されるといった制度によって、私人による訴訟が促進されている。
  - ◇ 行政機関が法律によって弱者の権利を侵害した者から弱者に変わって賠償を取り立てる権限を与えられることがある。

#### 4. 限界・相互関係

##### (1) 総説

- 連邦憲法及び州憲法においては、主として刑事手続・刑事罰を想定しているとみられる憲法上の制約（私人の権利保障）が定められている。よって、これらの規定が Civil と観念されている制度に適用があるか、どのようなときにどのような範囲で適用があるかが問題となることが多い。
- 特に、Double Jeopardy Clause（二重の危険条項）をめぐっては、判例の変遷があり、その中では Civil Penalty の性質や Punishment, Remedy, Deterrence といった概念をめぐる議論がなされている。
- そのほか、Excessive fines, Due process, Jury trial などが問題とされる。また、Self-incrimination については、民事・刑事手続の相互関係の中で論じられる。

##### (2) Double Jeopardy（二重の危険）

- Double Jeopardy Clause とは、連邦憲法第五修正の「何人も同一の違反について、二度生命身体の危険にさらされてはならない」の部分（"[N]or shall any person be subject for the same offence to be twice put in jeopardy of life or limb..."）、及びそれと同旨の州憲法の条項を指す。
- まず、「同一の違反」に当たるかどうかは、Blockburger v. U.S., 284 U.S. 299 (1932) の定式である「それぞれの規定が、他方では求められていない事実の立証を要するものであるかどうか」によって判断される。
- この条項をめぐっては、1989 年の Halper 判決(U.S. v. Halper, 490 U.S. 435 (1989))が広くその適用を認める判示を行ったが、1997 年の Hudson 判決(Hudson v. U.S., 522 U.S. 93 (1997))によってその判示は実質的に放棄され、基本的に立法裁量に委ねる従来の判例の態度に回帰した。現在では、広い立法裁量が認められることとされている。

##### • Hudson v. U.S., 522 U.S. 93 (1997)

- 二重の危険条項は、同じ違反に対する無罪判決後の二度目の訴追、有罪判決後の二度目の訴追、および同一の違反に対する複数の刑事処罰を禁じている。
- ある処罰が刑事か民事かは、少なくとも第一次的には、法律の解釈の問題である。裁判所は、まず立法者が、明示的であれ黙示的であれ、民事と刑事のどちらのラベルを選んだかを検討しなくてはならない。
- 立法者が Civil penalty を設定するとの意図を示していた場合には、裁判所はさらに法律上の制度が目的もしくは効果において著しく処罰的(punitive)であって、民事の是正措置(civil remedy：救済)として意図したものが刑事処罰(criminal penalty)に転化していないかどうかを判断する。



- 上記の判断を行う上では、以下の要因が有用な手がかりになる。
  - ◇ その Sanction が積極的禁止(affirmative disability)もしくは制限(restraint)に関するものかどうか。
  - ◇ その Sanction が歴史的に処罰とみなされてきたかどうか。
  - ◇ その Sanction が故意(scienter)の認定にのみ基づいて課されるかどうか。
  - ◇ その Sanction の実施が伝統的な処罰の目的である応報(retribution)と抑止(deterrence)を促進するかどうか。
  - ◇ その Sanction が適用される行為が既に犯罪とされているかどうか。
  - ◇ その Sanction に合理的に関連する代替的な目的が指定しうるかどうか。
  - ◇ その Sanction が想定される代替的な目的に照らして過剰かどうか。
- なお、これらの要因は法律の文面に関して考慮されるべきであり、また、最も明解な証拠のみ(only the clearest proof)が民事の是正措置(civil remedy)として立法者が意図したものを刑事処罰に転化させる。
- 抑止目的の存在だけではある Sanction を刑事とみなすには不十分である。抑止は刑事目的にも民事目的にも資する。

- Civil forfeiture については、Hudson 判決前の United States v. Ursery, 518 U.S. 267(1996)によって、基本的に二重処罰の禁止の対象にならないこととされた。
- Halper 判決後には、運転免許廃止と刑事罰とが Double Jeopardy に当たるかが議論されたが、当たらないとするのが圧倒的多数であった。

### (3) Excessive Fine

- 連邦憲法第八修正は、“Excessive bail shall not be required, nor excessive fines imposed, nor cruel and unusual punishments inflicted.”と定め、過大な保釈金、過大な罰金(Fine)及び残虐で異常な刑罰を科すことを禁じている。この条文については、主に没収をめぐる問題とされ、実際に過大であるとされたものがある。
- Halper 判決以降で Ursery 判決以前であるが、Austin v. United States, 509 U.S. 602(1993)においては、民事対物没収についてもこの条文の適用があるかが問われ、対物没収も少なくともある部分は Punishment であり、適用があると判断された。
- United States v. Bajakajian, 524 U.S. 321(1998)では、ある刑事没収が、その没収額(the amount of the forfeiture)が被告人の違反行為の重大性(the gravity of a defendant’s offence)に比べて甚だしく不均衡(grossly disproportional)であり、Excessive Fine に当たるとして取り消された。
- なお、この他、Excessive Fines Clause は、私人間には適用がなく、政府が関係しない限りは Punitive Damages に適用がないとした最高裁判決がある。

### (4) Due process

- 連邦憲法第五修正は、「何人も...Due process of law によらずして、生命、自由、または財産を奪われることはない(“nor be deprived of life, liberty, or property,

without due process of law)」と定めている（州について第一四修正が同旨を定める）。この条文の中身として、手続の適正のみならず、立法等の実体的な適正をも求めているとの理解(Substantive Due Process)がなされ、その一内容として、甚だしく過大な(grossly excessive)処罰(penalty)を禁じていると考えられている。この制約は、主に Punitive Damages をめぐって争われてきており、実際に算定された Punitive Damages が否定された例もある。

- どの程度の重さの処罰であれば憲法違反になるのかについては、数学的な明確なラインは引く必要もないし、引くこともできないとされる。
- BMW of North America, Inc. v. Gore, 517 U.S. 559(1996)においては、実際に算定された Punitive Damages が以下の三要素の考慮から grossly excessive であると判断された。
  - 当該行為の非難可能性の程度(Degree of reprehensibility)
  - 原告の受けた損害もしくは潜在的損害と Punitive Damages の額との不均衡(Disparity between the harm or potential harm suffered... and the punitive damage award)
  - Punitive Damages の額と同種の事案に課されうる Penalty の額との差(Difference between Punitive damages and penalties that could be imposed for comparable misconduct)
- なお、民事にも Procedural Due Process の適用はあり、その限界は Mathews v. Eldridge, 424 U.S. 319(1976)の利益考量テストによって判断される。

#### (5) その他の憲法上の制約

- この他、Unreasonable search and seizure, Self-incrimination, Right to a speedy and public trial, Right to counsel, Right to jury trial, Right to confrontation, Right of compulsory process of obtaining witnesses in his favor などが問題となりうる。
- Self-incrimination (自己負罪特権)
  - ◇ 第五修正の Self-Incrimination(自己負罪特権)については、文言上は Criminal に限定されているが、事案によっては民事没収にも適用があるとされてきた。
- Right to jury trial (陪審審理の保障)
  - ◇ 第七修正により、Civil penalty に関する訴訟において、責任の有無には陪審審理が保障されるが、額の決定には保障されないとした最高裁判決がある。一方で、Administrative civil penalty に関して、責任の有無を含めて陪審審理なしで行政プロセスに委ねることを禁じていないとした最高裁判決もある。
- 一つの行為に対して、刑事(criminal)と民事・行政(civil/administrative)の二つの手続が同時並行して行われることから生じうる問題点(Parallel proceedings issues)についても広く認識されており、次のような議論がなされている。

- ◇ 民事・行政上の開示手続(Discovery)もしくは調査(Inspection)によって収集された情報は、その開示手続・調査に誠実な(Good faith)民事上の根拠がある場合には、検察官と共有することができる。
- ◇ 検察官は、何人に対しても、大陪審資料(Grand Jury materials)を開示することはできない。民事手続のために大陪審資料を取得するためには、裁判所に対して開示命令のための申請をしなくてはならない。その際には、大陪審の秘密性の利益を超える具体的な必要性を明確に示すことが求められる。
- ◇ なお、民事と刑事の執行訴訟が同時に開始された場合には、通常は刑事手続が民事手続に先行する。この順序は、被告側が自己負罪特権を民事事件で行使するかどうかの判断をせざるを得なくなることを避けることを可能とする。

## 5. 独禁法・証取法における法の実現制度

### (1) 反トラスト法

- 連邦においては、シャーマン法・クレイトン法・FTC法及びその修正法から構成されている。これに加えて州の反トラスト法がある。以下の記述は連邦法についてのものである。
- Injunction, Cease-and-desist order、刑事罰、損害賠償（三倍賠償含む）が基本。
  - ◇ 刑事罰 - DOJ（反トラスト局）による刑事告発
    - 罰金・禁固（自然人）・Probation・損害賠償命令
  - ◇ Injunction - DOJ、私人による訴訟提起
  - ◇ Cease-and-desist order = FTC による審判手続
    - この違反には Civil penalty の定めがある。
  - ◇ 三倍額損害賠償訴訟 = 私人、各州司法長官による訴訟提起
- 逆から説明すれば、反競争的行為それ自体に対しては Civil Penalty の定めがないことが特色ともいえる。但し、Cease-and-desist order 違反や合併手続違反には Civil penalty の定めがある。
  - ◇ このことは、歴史的経緯であって、理論的理由があるわけではないとされる。
- 相互関係
  - ◇ 刑事告発が行われるのは、通常は「当然違法」(per se illegal)の類型である。
  - ◇ 政府の提起した訴訟において被告が反トラスト法違反という判断に立つ判決が確定すると、他の訴訟においてもその被告が法違反を行ったということの一応の証拠(prima facie evidence)となる(15 U.S.C. §16(a))。

### (2) 証券取引法

- Securities Act, Securities Exchange Act を中心とした諸法によって構成される。
- Injunction, Cease-and-desist order, Debarment, Disgorgement, Civil penalty,

Administrative civil penalty, Bounties to informants, Criminal Penalties, Private class action など、多様な手法の組合せによって行われている。

- ◇ 刑事罰 - DOJ への送付
  - 罰金・禁固（自然人）・没収
- ◇ Injunction - SEC による訴訟提起
- ◇ Cease-and-desist order - SEC による審判手続
- ◇ Civil penalty - SEC による訴訟提起
- ◇ Administrative penalty - SEC による審判手続
- ◇ Bounty to infomarnts
- 相互関係
  - ◇ 刑事罰と民事上の法実現手段との割り振りは、SEC の DOJ に送付するか否かの判断、DOJ の受け付けるかどうかの判断及び両者の協議の中で行われる。